

準都市計画区域指定に伴う 建築形態規制値の指定(参考値)

●建築形態規制 とは

～良好な住環境の形成及び維持を図るため、建築物の建ぺい率・容積率や高さ(道路斜線、隣地斜線)について必要な規制を行うことです

●指定について

～準都市計画区域の指定に伴い、建築物の建築形態制限を行うこととなります。これについては、特定行政庁(今回は、大分市長あるいは中津市長)が地域の土地の利用状況等に応じて制限の指定を行います。

本神崎準都市計画区域の建築形態規制値

- 建ぺい率(建築面積/敷地面積) = 60%
- 容積率(建築物の延床面積/敷地面積) = 200%
- 道路斜線(道路境界線からの水平距離に応じた建築物の高さ)の勾配 = $\angle 1.5$
- 隣地斜線(隣地境界線からの水平距離に応じた建築物の高さ)の勾配 = $20m + \angle 1.25$

三光準都市計画区域の建築形態規制値

- 建ぺい率(建築面積/敷地面積) = 70%
- 容積率(建築物の延床面積/敷地面積) = 200%
- 道路斜線(道路境界線からの水平距離に応じた建築物の高さ)の勾配 = $\angle 1.5$
- 隣地斜線(隣地境界線からの水平距離に応じた建築物の高さ)の勾配 = $31m + \angle 2.5$

建築形態規制についてのお問い合わせ先

本神崎準都市計画区域

大分市 土木建築部 建築指導課

Tel : 097-537-5635

三光準都市計画区域

中津市 建設部 建築指導課

Tel : 0979-22-1111(内349)